

倉吉市認知症高齢者等見守り機器購入事業費補助金交付要綱の制定について

【理由】

認知症高齢者等に見守り機器の利用に係る費用の一部を補助することにより、行方不明時の早期発見及び安全確保を図るとともに、介護する家族等の負担軽減を図り、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進するため、それについての補助金を交付できるよう、倉吉市認知症高齢者等見守り機器購入事業費補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）を制定するものです。

【要旨】

- 1 要綱の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 要綱による補助金（以下「補助金」といいます。）は、認知症高齢者等に見守り機器の利用に係る費用の一部を補助することにより、行方不明時の早期発見及び安全確保を図るとともに、介護する家族等の負担軽減を図り、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進することを目的として交付することとした。 (第2条関係)
- 3 要綱において用いる語の意義を定めることとした。 (第3条関係)
- 4 補助金の交付の対象となる事業、相手方、経費及びその額を定めることとした。 (第4条関係)
- 5 補助金についての交付申請の時期及び方法を定めることとした。 (第5条関係)
- 6 補助金の交付決定について定めることとした。 (第6条関係)
- 7 補助金に関し、市長の承認を要しない変更等を定めることとした。 (第7条関係)
- 8 補助金についての実績報告の時期及び方法を定めることとした。 (第8条関係)
- 9 補助金の支払の方法を定めることとした。 (第9条関係)
- 10 補助金の額の確定の通知について定めることとした。 (第10条関係)
- 11 そのほか必要な事項は、市長が別に定めることとした。 (第11条関係)
- 12 要綱は、令和8年7月10日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 13 要綱の失効について定めることとした。 (附則第2項・附則第3項関係)

倉吉市認知症高齢者等見守り機器購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市認知症高齢者等見守り機器購入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、認知症高齢者等に見守り機器の利用に係る費用の一部を補助することにより、当該者の行方不明時の早期発見及び安全確保に資するとともに、介護する家族等の負担軽減を図り、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、「見守り機器」とは、位置情報システムにより位置情報を確認することができる機能を有する機器のことをいう。ただし、当該機能を保有する携帯電話若しくはスマートフォン又は腕時計型携帯情報端末その他の統合型の情報端末を除く。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助事業に市長が別に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 前項に定めるもののほか、交付申請書には、購入費等がわかる書類（以下「見積書等」という。）を添えるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

2 変更についての承認を受けようとする場合には、前項に定めるもののほか、当該変更後の見積書等を添えるものとする。

3 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

（1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

（2） 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たっては、補助事業の実施に伴って取得した領収書等その他補助事業の実施を証する書類を添付するものとする。この場合において、規則第17条第2項に規定する書類の添付は、要しない。

（補助金の支払）

第9条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条の規定にかかわらず、様式第3号による。

（交付額の確定の通知）

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第4号によるものとする。

（その他）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年7月10日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
倉吉市認知症高齢者等見守り機器購入事業	倉吉市認知症高齢者等事前登録制度実施要綱の規定により登録された者	見守り機器の購入又は賃借に係る第1号に掲げる経費（第2号に掲げる経費を除く。） （1） 次のア及びイに掲げる経費 ア 機器本体（充電器その他の付属機器を含む。）の購入に係る経費 イ 機器本体の賃借に係る契約に必要な加入手数料及び登録手数料等 （2） 月々の使用料及び位置情報の検索に係る費用等	10分の10	10,000 円